

新型コロナウイルス感染症に係る公的支援策のご案内

《 資金繰り支援 》

日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資について

制度名	実質無利子融資	金利0.9%引下げ	金利引下げなし
融資対象者	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者 ※商工会の経営指導を受けることが条件	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置売上高減少の要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者
貸付限度額	別枠6,000万円	別枠1,000万円	4,800万円
貸付利率	○3,000万円以内まで 当初3年間：0.46% （基準金利△0.9%） 4年目以降：1.36% （基準金利） ○3,000万円超 全期間：1.36%（基準金利） ※金利引下げ限度額は、他新型コロナウイルス関連融資と合計3,000万円	当初3年間：0.31% （経営改善利率△0.9%） 4年目以降：1.21% （経営改善利率） ※金利引下げ限度額は、他新型コロナウイルス関連融資と合計3,000万円	基準金利1.91% ※貸付期間、担保の有無等により変動
貸付期間（据置期間）	運転：15年以内（5年以内） 設備：20年以内（5年以内）	運転：7年以内（3年以内） 設備：10年以内（4年以内）	運転：8年以内（3年以内） 設備：15年以内（3年以内）
その他	一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化	実質無利子化は対象外 ※さぬき市利子補給制度が利用可能 詳細はお問合せください	

+ ※特別利子補給制度を併用することで
実質無利子化となります。

制度名	特別利子補給制度
対象者	○個人事業主（小規模） ：要件なし ○小規模事業者（法人） ：売上高△15%減少 ○中小企業者 ：売上高△20%減少 ※小規模要件：製造業、建設業、その他業種は従業員20名以下 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
補給対象 貸付上限 補給期間	3,000万円 当初3年間
その他	利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては未定



《 経営環境の整備支援 》

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行ない、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。（4月1日～6月30日までは全国で以下の特例措置を実施）

<助成内容>

【助成率】中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4）

【支給限度日数】1年間で100日、3年間で150日

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。
- ②生産指標（売上高等5%減）の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮。
- ③雇用指標（最近3ヶ月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者も助成対象に。
- ⑥過去に本助成金を受給したことがある事業主について、ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

香川県緊急雇用維持助成金

【支給対象者】国の「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主
※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、県内に所在する事業所の休業であって、休業の初日が令和2年1月24日～令和2年7月23日までの場合に適用される特別措置に係るものに限る。

【支給額】国の雇用調整助成金の支給決定を受けた額の5分の1の額（1事業所あたり100万円を上限）

○この他に、

厚生年金保険料等の猶予制度
国税の納付の猶予制度
地方税の猶予制度

等があります。

詳細については、商工会までお気軽にご相談ください。

最新情報及び詳しい内容は経済産業省HP特設ページでも
ご確認ください。



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

※尚、記載の制度は令和2年3月31日時点のものであり、内容は都度更新されます。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888 支所 TEL 0879-43-2340